

## 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条

### (食鳥検査)

食鳥処理業者は、食鳥をとさつしようとするときは、その食鳥の生体の状況について都道府県知事が行う検査を受けなければならない。

2 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出しようとするときは、その食鳥とたいの体表の状況について都道府県知事が行う検査（以下「脱羽後検査」という。）を受けなければならない。

3 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出したときは、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況について都道府県知事が行う検査（以下「内臓摘出後検査」という。）を受けなければならない。

4 前三項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。

一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病

二 前号に掲げるもの以外の疾病であつて厚生労働省令で定めるもの

三 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常

5 食鳥処理業者は、その食鳥処理場の構造及び設備が厚生労働省令で定める要件に適合するときは、第二項の規定にかかわらず、内臓摘出後検査を受ける際に同時に脱羽後検査を受けることができる。

6 前二項に定めるもののほか、第一項から第三項までに規定する検査（以下「食鳥検査」という。）は、厚生労働省令で定める方法及び手続により行う。

7 食鳥処理業者が、厚生労働省令で定めるところにより、食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とたいに係る内臓及びその体壁の内側面の状況について、第十二条第六項の規定による届出をした食鳥処理衛生管理者に厚生労働省令で定める基準に適合する旨の確認をさせた場合においては、都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法を簡略化することができる。

## 家畜伝染病予防法第2条

この法律において「家畜伝染病」とは、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ相当下欄に掲げる家畜及び当該伝染性疾病ごとに政令で定めるその他の家畜についてのものをいう。

伝染性疾病的の種類	家畜の種類
一 牛疫	牛、めん羊、山羊、豚
二 牛肺疫	牛
三 口蹄（てい）疫	牛、めん羊、山羊、豚

四 流行性脳炎	牛、馬、めん羊、山羊、豚
五 狂犬病	牛、馬、めん羊、山羊、豚
六 水疱（ほう）性口内炎	牛、馬、豚
七 リフトバレー熱	牛、めん羊、山羊
八 炭疽（そ）	牛、馬、めん羊、山羊、豚
九 出血性敗血症	牛、めん羊、山羊、豚
十 ブルセラ症	牛、めん羊、山羊、豚
十一 結核	牛、山羊
十二 ヨーネ病	牛、めん羊、山羊
十三 ピロプラズマ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	牛、馬
十四 アナプラズマ症（農林水産省令で定める病原体によるものに限る。以下同じ。）	牛
十五 伝達性海綿状脳症	牛、めん羊、山羊
十六 鼻疽（そ）	馬
十七 馬伝染性貧血	馬
十八 アフリカ馬疫	馬
十九 小反芻（すう）獣疫	めん羊、山羊
二十 豚熱	豚
二十一 アフリカ豚熱	豚
二十二 豚水疱（ほう）病	豚
二十三 家きんコレラ	鶏、あひる、うずら
二十四 高病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら
二十五 低病原性鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら
二十六 ニューカッスル病（病原性が高いものとして農林水産省令で定めるものに限る。以下同じ。）	鶏、あひる、うずら
二十七 家きんサルモネラ症（農林水産省令で定める病	鶏、あひる、うずら

原体によるものに限る。以下同じ。)	
二十八 腐蛆（そ）病	蜜蜂

第2、3項（略）

#### 家畜伝染病予防法第4条

（伝染性疾病についての届出義務）

家畜が家畜伝染病以外の伝染性疾病（農林水産省令で定めるものに限る。以下「届出伝染病」という。）にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師は、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

第2～4項（略）

#### 家畜伝染病予防法施行規則第2条

法第四条第一項の農林水産省令で定める伝染性疾病は、次の表の上欄に掲げる伝染性疾病であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる家畜についてのものとする。

伝染性疾病的種類	家畜の種類
ブルータング	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊
アカバネ病	牛、水牛、めん羊、山羊
悪性カタル熱	牛、水牛、鹿、めん羊
チュウザン病	牛、水牛、山羊
ランピースキン病	牛、水牛
牛ウイルス性下痢	牛、水牛
牛伝染性鼻気管炎	牛、水牛
牛伝染性リンパ腫	牛、水牛
アイノウイルス感染症	牛、水牛
イバラキ病	牛、水牛
牛丘疹（しん）性口内炎	牛、水牛
牛流行熱	牛、水牛
類鼻疽（そ）	牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし

破傷風	牛、水牛、鹿、馬
気腫疽（そ）	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし
レプトスピラ症（レプトスピラ・ポモナ、レプトスピラ・カニコラ、レプトスピラ・イクテロヘモリジア、レプトスピラ・グリポティフォーサ、レプトスピラ・ハージョ、レプトスピラ・オータムナーリス及びレプトスピラ・オーストラリスによるものに限る。）	牛、水牛、鹿、豚、いのしし、犬
サルモネラ症（サルモネラ・ダブリン、サルモネラ・エンテリティディス、サルモネラ・ティフィムリウム及びサルモネラ・コレラエスイスによるものに限る。）	牛、水牛、鹿、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、七面鳥
牛カンピロバクター症	牛、水牛
トリパノソーマ症	牛、水牛、馬
トリコモナス症	牛、水牛
ネオスポラ症	牛、水牛
牛バエ幼虫症	牛、水牛
ニパウイルス感染症	馬、豚、いのしし
馬インフルエンザ	馬
馬ウイルス性動脈炎	馬
馬鼻肺炎	馬
ヘンドラウイルス感染症	馬
馬痘	馬
野兎（と）病	馬、めん羊、豚、いのしし、うさぎ
馬伝染性子宮炎	馬
馬パラチフス	馬
仮性皮炎（そ）	馬
伝染性膿疱（のうほう）性皮膚炎	鹿、めん羊、山羊

ナイロビ羊病	めん羊、山羊
羊痘	めん羊
マエディ・ビスナ	めん羊
伝染性無乳症	めん羊、山羊
流行性羊流産	めん羊
トキソプラズマ症	めん羊、山羊、豚、いのしし
疥癬（かいせん）	めん羊
山羊痘	山羊
山羊関節炎・脳炎	山羊
山羊伝染性胸膜肺炎	山羊
オーエスキー病	豚、いのしし
伝染性胃腸炎	豚、いのしし
豚テシオウイルス性脳脊髄炎	豚、いのしし
豚繁殖・呼吸障害症候群	豚、いのしし
豚水疱疹（ほうしん）	豚、いのしし
豚流行性下痢	豚、いのしし
萎縮性鼻炎	豚、いのしし
豚丹毒	豚、いのしし
豚赤痢	豚、いのしし
鳥インフルエンザ	鶏、あひる、うずら、七面鳥
低病原性ニューカッスル病	鶏、あひる、うずら、七面鳥
鶏痘	鶏、うずら
マレック病	鶏、うずら
鶏伝染性気管支炎	鶏
鶏伝染性喉頭気管炎	鶏
伝染性ファブリキウス嚢（のう）病	鶏

鶏白血病	鶏
鳥結核	鶏、あひる、うずら、七面鳥
鳥マイコプラズマ症	鶏、七面鳥
ロイコチトゾーン症	鶏
あひるウイルス性肝炎	あひる
あひるウイルス性腸炎	あひる
兎（うさぎ）出血病	うさぎ
兎（うさぎ）粘液腫	うさぎ
バロア症	蜜蜂
チョーク病	蜜蜂
アカリンダニ症	蜜蜂
ノゼマ症	蜜蜂

## 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第25条

（検査すべき疾病又は異常の範囲）

法第十五条第四項第二号又は第三号の厚生労働省令で定める疾病又は異常は、別表第七のとおりとする。

別表第七（第二十五条、第二十七条、第三十三条関係）

狂犬病、封入体肝炎、オウム病、大腸菌症、伝染性コリーザ、豚丹毒菌病、サルモネラ症、ブドウ球菌症、リステリア症、毒血症、膿（のう）毒症、敗血症、真菌病、原虫病（トキソプラズマ病を除く。）、トキソプラズマ病、寄生虫病、変性、尿酸塩沈着症、水腫（しゅ）、腹水症、出血、炎症、萎（い）縮、腫瘍（しゅよう）（マレック病及び鶏白血病を除く。）、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、異常体温（著しい高熱（摂氏四十三度以上）又は低熱（摂氏四十度未満）を呈しているもの）に限り、日射病又は熱射病によるものを含む。）、黄疸（だん）、外傷、中毒諸症（人体に有害のおそれのあるものに限る。）、削瘦そう及び発育不良（著しいものに限る。）、生物学的製剤の投与で著しい反応を呈した状態、潤滑油又は炎性産物等による汚染、放血不良、湯漬過度（湯漬が原因で、肉が煮えたような外観を呈した状態をいう。）

## 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第26条

(検査方法の特例の要件)

法第十五条第五項の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 トロリーの間隔が十五センチメートル以上のオーバーヘッドコンベアを設置すること。
- 二 食鳥中抜とたいの裏面を望診できる鏡を検査場所の適当な位置に設置すること。

## 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第27条

(食鳥検査の方法及び手続)

法第十五条第六項の厚生労働省令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 食鳥検査は、十分な自然光線又は適正な人工光線の下で行う。
- 二 生体検査（法第十五条第一項の検査をいう。以下同じ。）は、とさつ前に、その食鳥の生体の状況について望診をし、同条第四項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該食鳥について一羽ごとに更に検査をし、判定することにより行う。
- 三 脱羽後検査は、脱羽（食鳥の羽毛の除去をいう。以下同じ。）の後、一羽ごとに、食鳥とたいの体表の状況について望診及び触診をし、法第十五条第四項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該食鳥とたいについて更に検査をし、判定することにより行う。
- 四 内臓摘出後検査は、食鳥とたいの内臓を摘出した後、一羽ごとに、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況について望診及び触診をし、法第十五条第四項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該内臓及び食鳥中抜とたいについて更に検査をし、判定することにより行う。
- 五 食鳥検査の終了後、検査を行った食鳥の種類、品種、羽数、産地及び検査結果を記録する。

2 法第十五条第六項の厚生労働省令で定める手続は、食鳥検査を受けようとする食鳥処理業者が、食鳥処理場ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を当該食鳥処理場の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合にあつては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。）に提出することにより行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 食鳥をとさつしようとする年月日
- 三 食鳥検査を受けようとする食鳥の種類、品種、羽数及び産地

## 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第28条

(確認の方法、確認基準及び食鳥検査の簡略化の方法)

食鳥処理衛生管理者による法第十五条第七項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨

の確認は、当該食鳥処理場において現に食鳥検査を行っている食鳥検査員（第四十九条に定める者をいう。以下同じ。）又は検査員（法第二十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める要件を備える者をいう。以下同じ。）の監督を受けて次の事項について視覚、触覚及び臭覚を用いて行うものとする。

- 一 脱羽後検査に係る確認にあつては、脱羽の後、一羽ごとに、食鳥とたいの体表の状況
- 二 内臓摘出後検査に係る確認にあつては、食鳥とたいの内臓を摘出した後、一羽ごとに、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況

2 法第十五条第七項の厚生労働省令で定める基準は、別表第八のとおりとする。

3 法第十五条第七項の規定による脱羽後検査及び内臓摘出後検査の方法の簡略化は、一羽ごとの食鳥とたいの体表の状況についての望診及び触診の一部並びに一羽ごとの内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況についての望診及び触診の一部を省略することにより行うものとする。

別表第八（第二十八条、第二十九条、第三十条、第三十三条関係）

一 食鳥とたい

イ 次のような異常が認められないこと。

- (1) 皮膚又は筋肉が著しく暗色化しているもの
- (2) 皮膚又は筋肉が著しく蒼そう白なもの
- (3) 脱水症状を呈するもの
- (4) 腫瘍（しゅよう）を有するもの
- (5) 著しく痩やせているもの
- (6) 異常な腹部膨満を呈するもの
- (7) 皮膚に多数のか皮、創傷、膿瘍（のうよう）又は炎症を有するもの
- (8) 翼及び脚の骨が著しく腫（しゅ）大しているもの
- (9) 著しい異常臭又は全体に異常臭を有するもの

ロ 食鳥とたいの一部に次のような異常が認められないこと。

- (1) 皮膚の一部が青色、赤色又は緑青色を呈するもの
- (2) 皮膚又は筋肉の一部が水分過多を呈するもの
- (3) 皮膚の一部にか皮、創傷、膿瘍（のうよう）又は炎症を有するもの
- (4) 骨又は関節が腫（しゅ）大しているもの
- (5) 異常臭を有するもの

二 食鳥中抜とたい

次のような異常が認められないこと。

イ 体腔こう又は気嚢（のう）内に、膿（のう）汁の蓄積した半固形若しくは固形の黄色チーズ様物、腹水、多量の血液又は異常臭を有するもの

ロ 腫瘍（しゅよう）を有するもの



ハ 体壁内側面又は内臓しょう膜面に炎症を有し、又は肥厚しているもの

ニ 体壁内側面及び内臓又は内臓相互が過度に癒着しているもの

三 内臓

イ 肝臓

次のような異常が認められないこと。

(1) ゼラチン状又はチーズ状の浸出物で覆われているもの

(2) 表面が不規則な凹凸を呈するもの

(3) 表面が網目模様を呈するもの

(4) 緑色、青色、桃色等正常と異なる色彩を呈するもの

(5) 著しく腫（しゅ）大しているもの

(6) 著しく脆もろくなっているもの

(7) 硬化しているもの

(8) 血腫（しゅ）又は多数の出血斑（はん）を有するもの

(9) 白色又は黄色の病巣を有するもの

(注) 正常な肝臓は均一の色（赤褐色）と硬さを有し、大きさ（体重比）はほぼ一定している。

ロ 脾（ひ）臓

次のような異常が認められないこと。

(1) 肥厚した被膜を有するもの

(2) 白色又は黄色の病巣を有するか又は著しく腫（しゅ）大しているもの

(3) 脆もろくなっているもの

(4) 著しく萎縮しているもの

(注) 正常な脾（ひ）臓は暗赤褐色で、ときに深赤色又は桃色のものもある。大きさは多様で比較的硬い。

ハ 心臓

次のような異常が認められないこと。

(1) 心嚢（のう）の著しく肥厚しているもの

(2) 心臓と心嚢のうが癒着しているもの

(3) 心嚢（のう）水中に線維素又はチーズ様物を有するもの

(4) 心嚢（のう）水が著しく増大しているもの

(5) 心臓が著しく肥大又は拡張しているもの

(6) 脂肪組織に点状出血を呈するもの

(7) 白色ないし黄色の病巣を有するもの

(注) 正常な心臓は心嚢（のう）内にあり、その基部は脂肪に富んでおり、基部心冠部及び心尖せん部に脂肪組織を有する。

ニ 腎（じん）臓

次のような異常が認められないこと。

- (1) 著しく腫（しゅ）大しているもの
- (2) 大きな又は多数の嚢腫（のうしゅ）を有するもの
- (3) 白色の病巣を有するもの
- (4) 白色微細な沈着物が密集しているもの

(注) 正常な腎（じん）臓は深赤色で、放血の完全なものでは、桃色ないし黄土色を呈することもある。

ホ その他の臓器に異常が認められないこと。